

宮城県新農業人・中小規模経営体支援事業実施要領

(趣旨)

- 第1 宮城県新農業人・中小規模経営体支援事業（以下「本事業」という。）の実施に当たっての運用及び取扱いについては、この要領に定めるところによる。
- 2 本事業は地域農業の維持・発展に寄与する、多様な経営体による地域の特性や優位性を活かした取組等を支援するため、宮城県新農業人・中小規模経営体支援事業補助金を交付する。

(事業の内容等)

- 第2 本事業の内容は、宮城県新農業人・中小規模経営体支援事業補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第3に定めるものとし、運用に必要な事項については、別記に定める。

(事業申請等)

- 第3 本事業に基づく事業実施計画認定を希望する取組主体又は事業実施主体（以下「取組主体」又は「事業実施主体」という。）は、次のとおり申請するものとする。
- (1) 取組主体は、事業計画書（別紙）を策定し、市町村長へ申請するものとする。
 - (2) 市町村長は、(1)により申請された事業計画に基づき、事業実施主体として事業計画（別紙様式1）を策定し、地方振興事務所長又は同地方振興事務所地域事務所長（以下、「所長」という。）を経由して知事に申請するものとする。
 - (3) 知事は、(2)により申請された事業計画の内容を審査し、適当と認めるときは、当該計画を認定し、事業実施主体に通知するものとする。
- 2 前項の規定による申請の期限は、知事が別に定めるものとする。

(事業審査会の設置)

- 第4 知事は、第3に基づき提出された事業計画の審査に当たっては、関係課長等からなる宮城県新農業人・中小規模経営体支援事業審査会（以下「審査会」という。）を設置するものとし、その設置方法に関しては別に定める。

(事業の審査)

- 第5 知事は、第3に基づき提出された事業計画については、速やかに内容を調査し、審査を審査会に依頼するものとし、その審査方法については別に定める。
- 2 前項の規定による審査は、第2に掲げる内容について審査するものとする。

(事業の着手)

- 第6 事業の着手（機器・機械等の入札・発注を含む。）は原則として本補助金の交付決

定後に行うものとする。ただし、事業の効果的な実施を図る上でやむを得ない事情により補助金の交付決定前に着手する場合には、事業実施主体は、あらかじめ知事の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届（別紙様式2）を知事に提出するものとする。

（事業計画の変更、中止等）

第7 交付要綱第6第1項（1）の変更又は交付要綱第6第1項（2）の中止（廃止）をする取組主体又は事業実施主体は、次のとおり申請するものとする。

- （1） 取組主体は、事業計画書（別紙）を策定し、市町村長へ申請するものとする。
- （2） 市町村長は、事業計画変更又は中止（廃止）（別紙様式1）を策定し、所長を經由して知事に申請するものとする。
- （3） 知事は、（2）により申請された事業計画変更又は中止（廃止）の内容を審査し、適当と認めるときは、当該計画変更又は中止（廃止）を認定し、事業実施主体に通知するものとする。

（補助金の交付）

第8 第3の規定により認定を受けた事業実施主体（以下「認定事業実施主体」という。）は、別に定めるところにより、本補助金を申請できるものとする。

2 知事は、前項の申請があった場合は、本補助金の予算の範囲内において、知事が別に定めるところにより、認定事業実施主体に対し、第3で認定を受けた事業計画（以下「認定事業計画」という。）に必要となる経費の一部を交付するものとする。

3 知事は、認定事業計画に虚偽の記載があった場合又は認定事業計画に従って事業が行われていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

（事業実施状況の報告）

第9 事業実施主体は、事業計画の実施状況を、次のとおり報告するものとする。

- （1） 取組主体は、事業完了後、交付要綱第8第1項の規定による事業実績報告書（別紙）を、市町村長へ提出するものとする。
- （2） 市町村長は、（1）により提出された事業実績報告書について、事業計画の記載内容に照らし、その内容を確認するものとする。
- （3） 市町村長は、（2）により確認した事業実績報告書を、地方振興事務所長又は地域事務所長を經由して知事へ報告するものとする。

（その他）

第10 この要領に定めるもののほか、本補助金の交付等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和8年6月1日から施行し、令和8年度予算に係る当該補助金に適用する。
- 2 この要領は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該交付金にも適用するものとする。

(別記)

宮城県新農業人・中小規模経営体支援事業の運用について

第1 事業実施主体

市町村とする。

第2 取組主体

次の全てを満たすものとする。ただし、知事が必要と認めるときは、この限りではない。

- (1) 認定農業者、認定新規就農者、基本構想水準到達者、集落営農経営のいずれにも該当しない者。
- (2) 地域農業の維持・発展の観点で、市町村が当該地域の担い手と見込む新農業人又は中小規模・家族経営体である者。

第3 対象経費、補助率及び補助額の上限

地域の特性を活かし意欲を持って、新たな園芸品目等への取組や新技術導入等の取組または地域の農地を引き受けて規模拡大を図る取組（土地利用型作物は30a以上、施設園芸は50坪以上、露地園芸は10a以上の拡大に限る）を実施する際に必要な機械・施設等の導入・改修等について、取組主体に対し、事業実施主体が補助事業を実施する場合に要する経費に対して、3分の1以内を補助し、その上限額は2,000千円とする。

第4 交付の条件

- (1) 取組主体は、地域農業の維持・発展に寄与する取組に係る事業実施計画を策定し、市町村長の認定を受けること。
- (2) 市町村が県と同率以上の経費負担・補助を行うこと。ただし、取組主体が地域計画に位置付けられている場合は、市町村の経費負担・補助を求めない。